平成２６年（フ）第１１２号
佐賀県伊万里市南波多町井手野2837番地１
債務者　岸川　伸子
１　決定年月日時　平成26年８月21日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第３９号
宮城県柴田郡大河原町字東新町11番地９ヴィラボヌールⅡ201号
債務者　田中　俊一
１　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第４６号
宮城県柴田郡大河原町字南海道下39番地10
フォーブルホットランチ201号
債務者　庄司　和征
１　決定年月日時　平成26年８月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第５８４号
神戸市中央区東雲通３丁目５番６号　東雲マンション202、従前の住所兵庫県姫路市東今宿５丁目１番５―118号　レオパレス東今宿
債務者　西名　賢二
１　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０号
山口県周南市孝田町１番１号　独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院、住民票上の住所山口県光市中央４丁目17番26号
債務者　寺田　政男
１　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第５１号
山口県下松市大字西豊井693番地７セジュール栄Ⅰ―201号
債務者　岡本　順二
１　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第５２号
山口県下松市生野屋３丁目４番７号
債務者　本田　幸代
１　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第５４号
山口県下松市大字西豊井541番地10
債務者　金子実千代
１　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第５７号
山口県周南市大字須々万本郷345番地の37
債務者　坂　　芳恵
１　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第２１１号
和歌山県紀の川市貴志川町西山1339番地７
債務者　森本　友紀
１　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１３号
大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦3513番地19
債務者　小島　慈光
１　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６２６号
神奈川県厚木市中依知85番地１　本厚木スカイハイツ601、前住所神奈川県伊勢原市上粕屋1166番地の７　市光大山寮
破産者　大島　卓也
１　決定年月日　平成26年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２１号
長崎県長崎市三原１丁目43番10号
破産者　清原　　満
１　決定年月日　平成26年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３４号
札幌市白石区南郷通17丁目北１番10―15号
破産者　浦島美樹子（旧姓渡邉）
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６号
秋田県男鹿市鵜木字鵜木75番地
破産者　三浦　清治
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９号
秋田市飯島緑丘町14番21号　滝城順伸方
破産者　米屋健太郎
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６７号
秋田市土崎港東１丁目５番17号
破産者　熊谷　　恵
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８号
秋田市横森５丁目15番10号
破産者　長谷川久美子
１　決定年月日　平成26年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部